

報道関係者各位

令和8年8月26日



「10月7日舞鶴引き揚げの日」関連事業の実施について ～映画市民上映会など認知度向上を目指す取り組み～

引き揚げやシベリア抑留の史実、引揚者をあたたかく迎えたまちの歴史を通して、平和に対する意識の高揚を図ることを目的として制定した「舞鶴引き揚げの日」（10月7日）を中心として、認知度向上と定着を図るため下記の事業を実施します。今年は新企画として、10月7日（水）に映画市民上映会を実施します。この「舞鶴引き揚げの日」が広く浸透し、平和の尊さを心に刻む特別な日となるよう広報にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 新企画「10/7 舞鶴引き揚げの日 映画市民上映会」の実施

引き揚げの日にあわせて、10月7日(休館日)を午後1時30分から特別に無料開館し実施。

【内 容】 ラーゲリより愛を込めて（本編134分、DVD上映）

【日 時】 令和8年10月7日（水）午後2時上映開始 [受付：午後1時30分～]

【料 金】 無料（入館料も無料）

【定 員】 先着60名

【申込み】 事前申込不要。当日、開館（午後1時30分）と同時に受付開始。

【会 場】 舞鶴引揚記念館 セミナールーム

※ 午後1時30分から午後5時（最終入館午後4時30分）までは、通常の来館者も入館料無料で見学していただけます。

2. 「市役所ロビー特別展示」の実施

【期間】 令和8年9月9日（水）～10月14日（水） [閉庁日は見学不可]

※ 9月9日（水）午前10時頃から準備を開始します。

【場所】 市役所本庁1階ロビー

【内容】 引揚栈橋模型の展示（組み立て式）

パネル（A1サイズ）による展示

- ・ 引き揚げ・シベリア抑留の記憶
- ・ 引揚港舞鶴・舞鶴市民のおもてなし
- ・ 史実継承の取り組み など



▲ロビー展示のようす（昨年度）



休日の部活動を
地域に展開

舞鶴引揚記念館 館長 嵯峨根 吉宏
〒625-0133 舞鶴市字平1584番地
TEL:0773-68-0836、FAX:0773-68-0370
E-mail:hikiage@city.maizuru.lg.jp

3. 舞鶴引き揚げの日のPR素材を活用した啓発

(1) 懸垂幕・横断幕の掲出

【期間】 令和8年9月2日（水）～10月14日（水）

【場所】 懸垂幕：市役所本庁

横断幕：若浦中学校、城南中学校、倉梯小学校

(2) ポスター・のぼり旗の掲出

【期間】 8月中旬から順次掲出

【場所】 市内全自治会（ポスター）、各施設、事業所など

4. 今後の取り組み

○「舞鶴引き揚げ給食」の実施 ※教育委員会との連携事業

食を通じた史実継承の取り組みとして、市内全小中学校で実施。

【期間】 10月7日の舞鶴引き揚げの日を中心として実施。

（実施日は学校ごとに異なります。）

【内容】 引き揚げ当時、舞鶴地方引揚援護局で引揚者に提供された食事を学校給食で再現。

※ 舞鶴地方引揚援護局史（引揚援護局昭和36年刊行）
に記載された食事を参考として再現。

○「平和祈念式典」

【日 時】 令和8年10月10日（土）午後2時～

【会 場】 引揚記念公園

※ 「引き揚げ給食」および「平和祈念式典」の詳細は、後日、広報資料にてお知らせいたします。

[参 考]

□「舞鶴引き揚げの日」制定について

引揚関連資料のユネスコ世界記憶遺産登録を契機にまちを挙げた次世代への継承などを趣旨として、市内20団体から市に対して記念日制定の要望をいただいたのがきっかけとなった。

□「10月7日」について

昭和20年10月7日、釜山から乗船者 約2100名を乗せた引き揚げ第一船「雲仙丸」が舞鶴港に入港した日。

※最終船は昭和33年9月7日、樺太の真岡から乗船者 472名を乗せた「白山丸」。同年11月に、舞鶴引揚援護局も閉局。



▲引き揚げの日ポスター



▲引き揚げ給食(参考)



▲平和祈念式典(令和6年度)
時鐘の点打



休日の部活動を
地域に展開

舞鶴引揚記念館 館長 嵯峨根 吉宏
〒625-0133 舞鶴市字平1584番地
TEL:0773-68-0836、FAX:0773-68-0370
E-mail:hikiage@city.maizuru.lg.jp

□「舞鶴引き揚げの日 ロゴマーク」について

全国公募し、最終は市民投票により平成31年3月に決定。

～コンセプト～

舞鶴の「マ」の字をモチーフに波と鶴をイメージしデザイン化。

「引揚船」と「語り部の鐘」を印象深く表現し、いつまでも

忘れないで語り継ぐ願いを込めた。



○舞鶴引き揚げの日条例

平成30年10月5日

条例第42号

舞鶴市は、第二次世界大戦後の昭和20年10月7日に引揚船雲仙丸が入港してから、昭和33年に当時国内で唯一の引揚港となっていた舞鶴港に最後の引揚船が入港するまでの13年間にわたり、海外からの引揚者約66万人と遺骨約1万6千柱を市を挙げて迎え入れた歴史を有する。

市は、昭和63年に設置した舞鶴引揚記念館を中心として、引揚体験者や市民等と共に、引揚げ及びシベリア抑留の史実を継承するとともに、平和の尊さを国内外に発信し続け、平成27年には市が所有する引揚げ関連資料が、世界的に重要な記録物としてユネスコ世界記憶遺産に登録された。

このような歴史に鑑み、舞鶴市は、世界の恒久平和を念願し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、舞鶴引き揚げの日を定めることにより、引揚げ及びシベリア抑留の史実並びに博愛の精神をもって引揚者を迎え入れた舞鶴市の歴史を次世代へ継承するとともに、平和に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(舞鶴引き揚げの日)

第2条 舞鶴引き揚げの日は、10月7日とする。

(市の責務)

第3条 市は、舞鶴引き揚げの日を中心に、市民との協働の下、第1条の目的のために必要な取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



休日の部活動を
地域に展開

舞鶴引揚記念館 館長 嵯峨根 吉宏
〒625-0133 舞鶴市字平1584番地
TEL:0773-68-0836、FAX: 0773-68-0370
E-mail:hikiage@city.maizuru.lg.jp